

精華町農業委員会会議録

1、開会の日時

令和元年 12月 4日午後 1時 30分

2、開会の場所

役場庁舎 6階審議会室

3、出席した委員は次のとおりです。

1番 竹内 清	2番 井澤 茂治
3番 宇井 忠朗	5番 中井 利治
6番 森島 隆詞	9番 浅田 清隆
10番 松尾 純一	11番 井上 和也
12番 草嶋 邦子	13番 岩井 三郎
14番 太田 廣之	

4、欠席した委員は次のとおりです。

4番 山本 功	7番 森本 豊
8番 上西 敏夫	

5、出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

久保田博司	尾崎 庄平
中川 茂成	米澤 貞幸
杉島 勝久	

6、欠席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

なし

事務局 上村 篤司

7、議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請（知事権限）に係る意見について
議案第3号 令和元年度農用地利用集積計画（第7次）の決定について
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第2号 農地法第5条の規定による届出の受理について（専決処理について）

8、署名委員

9番 浅田 清隆 10番 松尾 純一

9、閉会の日時

令和元年 12月 4日午後 2時 20分

審議の経過

議長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和元年第12回農業委員会総会を開催させていただきます。

ただいまの出席委員さんは14名中11名であり、過半数以上の出席がありますので、農業委員会等に関する法律第27条3項により、総会が成立していることを報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員さんには5名中の5名の方にご出席をいただいております。

寒さが一段と厳しくなってまいりました。委員の皆様には、年末年始に向け、お忙しい中、農業委員会総会にご出席賜りまして、まことにありがとうございます。

本日の署名委員は、9番、浅田清隆委員、10番、松尾純一委員のお二人にお願いいたします。

それでは、ただいまから農地法の審議に入ります。

議長 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局、議案の提案及び説明を願います。

事務局 第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。

議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。1番でございます。

朗読。

場所につきましてでございますが、次の2ページをごらんいただきたいと思います。

北稲区の公園の西側に位置するところでございます。

1ページに戻っていただきまして、2番でございます。

朗読。

場所でございますが、3ページをお開きいただきたいと思います。北稲の配水池からお寺のほうに下ってくる道沿いになるところでございます。

本件の譲り受け人につきましては、経営農地の全てを耕作されており、農機具の所有状況、農作業従事日数につきましても、要件を満たしておられます。また、耕作によりまして周辺農地に影響を及ぼすことはないと考えられます。したがいまして、農地法第3条第2項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相当と考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございました。

地区担当委員の井澤委員さんが現地確認を行っておられますので、補足説明を願います。

井澤 2番、井澤です。ただいま事務局より提案説明がありましたとおり、11月20日、上村局長と申請のありました現地を確認しました。1番及び2番ともに現地は農地として十分に管理及び耕作されている状況でありました。また、今後も営農継続が見込まれますので、現地農業委員として何ら問題ないものと考えます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長 ありがとうございました。ご苦労さまでございました。

それでは、議案について審議をお願いいたします。何か異議、ご質問等ございませんか。
(異議なし)

議長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらさせていただきたいと思います。
よろしいでしょうか。

それでは、許可に賛成の方は挙手を願います。

(賛成者全員)

議長 ありがとうございました。挙手全員でございます。議案第1号を許可することに決定いたします。

議長 それでは、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。
事務局、議案の提案及び説明を願います。

事務局 それでは、議案第2号でございます。4ページのほうをお開きいただきたいと思います。
農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。1番。
朗読。

次のページをごらんいただきたいと思います。場所についてでございますが、精華西中学校のグラウンドの北側に位置するところでございます。

本件の立地基準につきましては、農用地区域内にある農地以外の農地であって、市街地の区域または市街地化の傾向が著しい区域に近接する区域で、住宅施設が連たんしている区域で第3種農地と判断されます。また、一般基準につきましては転用目的が妥当で、目的実現が確実であり、周辺農地への営農への支障がないことで要件を満たしております。したがいまして、農地法第5条第2項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相当と考えておりますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

議長 ありがとうございました。

議案第2号は、地区担当委員の草嶋委員さんが現地確認を行っておられますので、補足説明を願います。

草嶋 12番、草嶋です。ただいま事務局より提案説明がありましたとおり、11月19日、上村局長と申請のありました現地を確認しました。現地は岩前産業の駐車場の続きであり、隣接地への影響もなく、地元担当委員としては問題のないものと考えております。よろしくご審議くださいますようお願いします。

議長 ありがとうございました。ご苦労さまでございました。

それでは、議案について審議をお願いいたします。何かご異議等ございませんか。

(異議なし)

議長 なければ、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。
それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(賛成者全員)

議長 ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第2号、許可相当の意見をつけて知事に進達することと決定いたします。

議長 それでは、議案第3号、令和元年度農用地利用集積計画（第7次）を議題とします。
それでは、議案第3号について事務局より議案の提案及び説明を願います。

事務局 それでは、議案第3号、令和元年度農用地利用集積計画（第7次）の決定についてでございます。

6ページをお開きいただきたいと思います。

朗読。

7ページをごらんいただきたいと思います。1番でございます。

朗読。

申しわけございません。ちょっと訂正がございます。7ページの1、2、3と中川さんが利用権を設定されるわけで、期間が6年となっておりますが、全て5年に訂正をお願いします。

経営状況につきましては、9ページをごらんいただきたいと思います。

朗読。

場所につきましては、10ページをお開きいただきたいと思います。菱田の古池の東側に位置するところでございます。

7ページに戻っていただきまして、2番でございます。

朗読。

経営状況は、先ほどのとおりでございます。

場所についてでございますが、11ページをお開きいただきたいと思います。滝の鼻地区の農免道路の東側に位置するところです。

7ページに戻っていただきまして、3番でございます。

朗読。

経営状況等につきましては、先ほどと同じでございます。

場所につきましては、12ページをごらんいただきたいと思います。菱田地区の集落の北側になるところでございます。

続きまして、8ページをお開きいただきたいと思います。4番でございます。

朗読。

経営状況等につきましては先ほどと同じでございます。

場所につきましては、13ページのほうをお開きいただきたいと思います。菱田区の北側に位置するところでございます。

続きまして、8ページに戻っていただきたいと思います。5番でございます。

朗読。

経営状況につきましては、14 ページをお開きいただきたいと思います。

朗読。

今回、構成員につきましては4名ということで、申しわけございません、その4名の隣のことですね、農業従事者が1人（1人）、農業補助者が1人と下が3人になります。この上の1人を、ゼロに訂正をお願いいたします。

朗読。

場所につきましてでございます。次のページをごらんいただきたいと思います。株式会社モリシタの南側に位置するところでございます。

以上の件につきまして、全部効率要件、農作業常時従事要件等の農業経営基盤強化促進法第18条第3項を満たしていると考えられます。以上です。

議長 どうもありがとうございました。

それでは、本件の議案について審議をお願いいたします。何かご質問等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらさせていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、議案第3号の計画に賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者全員)

議長 ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第3号の計画は決定いたしました。

議長 次に、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを報告します。

事務局より報告願います。

事務局 それでは、16 ページをお開きいただきたいと思います。報告第1号でございます。農地法第18条第6項の規定による通知でございます。説明の前に解約届日等の欄で平成31年とあるのを全て令和1年に訂正お願ひします。それでは1番でございます。

朗読。

場所につきましては、18 ページをお開きいただきたいと思います。株式会社モリシタの北側に位置するところでございます。

16 ページに戻っていただきたいと思います。2番でございます。

朗読。

場所につきましては、19 ページをお開きいただきたいと思います。北稲の唐子谷池から下に下っていく道沿いでございます。

17 ページに戻っていただきたいと思います。3番でございます。

朗読。

場所につきましては、20 ページをお開きいただきたいと思います。自衛隊の南門から東

畑に向かう道の途中の藤田農園の東側に位置するところでございます。以上です。

議長 どうもありがとうございました。

この際、何かご質問等ございませんか。

(なし)

議長 なければ、報告第1号を終わります。

議長 報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理についてを報告します。
事務局より報告願います。

事務局 それでは、報告第2号、21ページをお開きいただきたいと思います。農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてでございます。今回、市街化農地に住宅建設ということで下狹駅東地区の分でございます。1番。

朗読。

22ページのほうをごらんいただきたいと思います。仮換地番号28-9-1のほうでございます。これが今回の物件でございます。

続きまして、21ページに戻っていただきまして、2番でございます。

場所につきましては、下狹、市場、3-6-Fになっています。これは3番地と6番地の合地ということでパソコン上のデータとして3-6-Fとなっておりますが、3番地と6番地の合地ということです。

朗読。

場所につきましては、22ページの換地28-9-3に当たるところでございます。以上です。

議長 ありがとうございました。

専決処理いたしました件でございますが、この際、何か質問等ございませんか。

(なし)

議長 なければ、報告第2号を終わります。

議案書につきましては、以上でございます。

<その他>

議長 それでは、最後になりましたが、次回の総会について、おはかりします。1月7日（火曜日）16時からの開催としたいと思いますが、皆さんのご都合はいかがでしょうか。

(異議なし)

議長 それでは、次回の総会を1月7日（火曜日）16時からと決定いたします。後日、文書で通知いたします。

議長 それでは、これをもって本日の予定しておりました議事は全て終了いたしました。

委員の皆さん、長時間にわたり、慎重な審議をいただき、また、議事進行にご協力を賜り、
ありがとうございました。

これをもちまして総会を閉会させていただきます。

この後、農業委員会だよりの関係で少し作業がありますので、よろしくお願ひいたします。

時に午後2時20分